

対象者のみ 【申出期限 7月22日】

奨学給付金（通常分）の申請について

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした返済不要の給付制度です。

申請を希望する方は、7月22日（水）までに事務室に申し出てください。申請書類は生徒を通して配付いたします。申請時には課税証明書（または特別徴収税額通知書の写し、納税通知書の写し）を提出していただきます。

なお、御質問等は、奨学給付金担当まで御連絡ください。

1 給付対象者（基準日：令和8年7月1日）

- (1) 本校に在学する生徒の保護者等であって、静岡県内に住所を有している方。
(2) 生活保護世帯又は、保護者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割の合算額が下表に該当する世帯。

国籍・在留資格	世帯区分	給付額
本校の生徒で以下の要件に該当する生徒の世帯 ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者（専攻科は高等学校も）であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円
	住民税非課税世帯	143,700円
	所得割額の合算額100円～105,500円の世帯	47,900円
	所得割額の合算額105,500円～182,500円の世帯	35,930円
	生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円
上記に該当しない生徒の世帯	住民税非課税世帯	143,700円

※生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。

※保護者等が令和8年1月1日に海外にいる（いた）ことにより税の申告を行っておらず課税証明書を提出できない場合は対象外。

2 事務室への申出期限

令和8年7月22日（水）まで

※電話又は生徒経由で申し出てください。

3 書類提出期限

令和8年7月31日（金）まで

担 当 事務室 中島
電話番号 0557-44-1111

対象者のみ

※基準額に該当する世帯の給付金は裏面 **【申出期限 7月22日】**

奨学給付金（家計急変分）の申請について

裏面の奨学給付金（通常分）と同じ返済不要の給付制度です。

生徒の保護者等が自己の責めによらない会社等の倒産、失職又は収入等の減少により、令和8年1月以降の年間収入見込みが奨学給付金（通常分）対象相当の所得水準まで減少すると見込まれる場合に給付されます。

申請を希望する方は、7月22日（水）までに事務室に申し出てください。申請書類は生徒を通して配付いたします。申請時には家計急変発生事由と収入を証明する書類を提出していただきます。

なお、御質問等は、奨学給付金担当まで御連絡ください。

1 給付対象者

本校に在学する生徒の保護者等であって、家計急変※により裏面の表「世帯区分」に該当するまで収入が減少する見込みである世帯。

※家計急変の例

- ・自己の責めによらない離職、収入減（定年退職・自発的退職・任期満了は除く）
- ・負傷や疾病等を理由とする離職や廃業等で90日以上就労が困難であると認められる場合
- ・被災等により就労が困難になった場合
- ・保護者等の死亡、離婚により収入減となった場合

※給付額について

家計急変の時期が7月2日以降の場合は、原則申請のあった月の翌月以降の月数（月の初日は申請のあった月）に応じて算出した額。ただし、提出期限がありますので、家計急変時には速やかに御連絡ください。

2 事務室への申出期限

令和8年7月22日（水）まで

※電話又は生徒経由で申し出てください。

3 書類提出期限

令和8年7月31日（金）まで

担 当 事務室 中島
電話番号 0557-44-1111